

6	青少年・治安対策本部	治安対策の推進
事業概要	<p>都では、「治安の維持こそ最大の都民福祉」との認識に立ち、犯罪の凶悪化や外国人組織犯罪の増加等に伴う都民の体感治安の低下を回復するため、平成15年8月、副知事を本部長とする「東京都緊急治安対策本部」を設置し、「外国人組織犯罪対策」「少年問題対策」（平成16年8月からは「青少年育成総合対策推進本部」において取組を開始）「安全・安心まちづくりの推進」を緊急治安対策の柱とし、総合的な治安対策を行ってきた。</p> <p>さらに、平成17年8月、青少年に係る総合対策と治安対策を推進する新組織「青少年・治安対策本部」の治安対策課において、治安対策の取組を推進している。</p>	
これまでの経過	<p>1 不法滞在外国人対策</p> <p>(1) 首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言</p> <p>平成15年10月、不法滞在者対策問題の解決が緊急の課題となっていたことから、法務省入国管理局、東京入国管理局、警視庁及び東京都が共同して、全国約25万人の不法滞在者を平成20年末までの5年間で半減することを志向し、以下の具体的な取組を促進して不法滞在外国人対策を強化することとした。</p> <p>ア 不法滞在者の摘発強化と効率的な退去強制</p> <p>イ 入国・在留資格審査の厳格化</p> <p>ウ 不法滞在を助長する環境の改善と悪質事業の徹底取締り</p> <p>エ その他の取組</p> <p>(2) これまでの取組について</p> <p>ア 不法就労防止啓発講習（平成18年4月～）</p> <p>不法滞在者の多くが不法就労に従事していることから、外国人の不法就労防止対策として事業主向けに、不法就労に係る啓発講習を行っている。</p> <p>イ 出国命令制度の周知（平成19年1月～平成24年3月まで）</p> <p>不法残留者の自主的な出頭を促進して帰国させる「出国命令制度」について、ポスター等による広報を実施した。</p> <p>ウ 資料等の作成</p> <p>外国人労働者を雇用する際の注意点を分かりやすく解説したマニュアル等を作成し、講習等の教材として活用するほか、講習に赴くことが困難な団体や企業等に配布している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビデオ、DVD（平成19年10月）</li> <li>・ 外国人労働者雇用マニュアル日本語版（平成19年11月）</li> <li>・ 外国人労働者雇用マニュアル日本語改訂版（平成24年2月）</li> <li>・ 外国人労働者雇用マニュアル日本語改訂版（平成24年11月）</li> <li>・ 外国人労働者雇用マニュアル多言語版（平成21年3月）</li> <li>・ 外国人労働者雇用マニュアル多言語改訂版（平成24年2月）</li> <li>・ 外国人労働者雇用マニュアル多言語改訂版（平成25年3月）</li> </ul> <p>エ 不法就労防止啓発講習に係る需要動向調査（平成21年3月）</p> <p>都内の事業主に対して外国人の適正雇用及び不法就労の防止について、どの程度の理解があるのか、また、今後どのような講習を希望しているのかについてのアンケート調査を実施した。</p> <p>オ 外国人労働者適正雇用講習会（平成21年1月～）</p> <p>警視庁、東京入国管理局及び東京労働局と連携し、不法就労防止啓発講習</p>	

の内容に加え、講習を開催した地域の治安情勢等の説明、外国人の適正雇用に関する実演等を交えた説明を行っている。

カ 外国人適正化連絡会議（平成 21 年 12 月～）

関係機関が連携して不法滞在者等の取締り及び出入国管理及び難民認定法改正に関する広報並びに不法就労を許さない社会の構築及び留学生を含む外国人が正しい知識の下、安心して活動できる環境づくり等を推進していくため外国人適正化連絡会議を設置した。

キ 外国人適正雇用推進月間（平成 22 年 6 月～）

不法滞在者の多くが不法就労していると考えられていることから、都内における適正雇用を呼びかけるため、東京入国管理局、警視庁、区市町村等の関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施し、都民に対し啓発活動を行っている。

ク 外国人適正雇用推進事業所づくり（平成 23 年 6 月～）

都内の事業主に対し適正雇用の意識を高めるため、事業所を訪問するなどして「外国人適正雇用推進宣言事業所ステッカー」を配布し、事業所の入口付近又は顧客等の目に留まりやすい場所に貼付してもらうことで、不法就労を許さない環境づくりを行っている。

## 2 身近な犯罪の防止対策

### （1）振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策

悪質巧妙な手口を使って中高年齢者等に金銭を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害防止対策に取り組んでいるが、その後、金融商品の取引等をかたって金銭をだまし取る手口の詐欺被害も増えたため、平成 23 年 10 月より「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」として被害防止対策を推進している。

#### ア 防犯講話の実施

（ア）被害者層である高齢者に注意喚起をするとともに高齢者に接する機会の多い地域包括支援センター相談員や民生児童委員の方々から直接高齢者に注意喚起するために、被害が多発する地域を中心に、防犯講話を実施し、振り込め詐欺の手口を伝え、被害防止に努めている。（平成20年度～）

（イ）区市町村や警察署が行う「地域安全のつどい」等の高齢者が多く集まる催し物に参加し、劇団員や職員による実演式の防犯の講話により、新たな犯行手口を紹介しながら被害に遭わないための情報の提供を行っている。（平成22年度～）

（ウ）実演式防犯講話の対象に自治会、老人クラブなども加え裾野を広げて実施したほか、劇が上演できない場所にも対応可能な「腹話術形式」による防犯講話を導入した。（平成24年度～）

#### イ 振り込め詐欺防止の注意喚起

##### （ア）各局と連携した取組

「広報東京都」、「東京くらしねっと」等の都広報紙のほか、水道の検針票、納税通知書の封筒や通知文内への注意喚起文の掲載など、様々な印刷物を最大限活用し、都民に対し幅広く注意喚起を呼びかけている。

##### （イ）関係機関等と連携した取組

社団法人東京バス協会と連携して、シルバーパスの更更新手続き時に窓口を訪れた高齢者に対して注意喚起チラシを配布することや雑誌等マスメディアと連携して、記事・広告掲載などを実施した。

- (ウ) 振り込め詐欺抑止用ポスター・リーフレット等の作成、配布
- ・ 犯行手口の再現や被害に遭わないための対処法を収録したCD付きのリーフレット「振り込め詐欺撃退虎の巻」を作成し、介護事業者や都内各警察署、区市町村等に対して配布した。(平成18年度)
  - ・ 人気スポーツ選手や俳優、落語家等を起用したポスター、リーフレット、チラシを作成し、広く注意喚起を訴えている。(平成19年～)
  - ・ 還付金詐欺の注意喚起ポスターを作成して、医療関係団体の協力により都内の病院、診療所、歯科医療機関、薬局・接骨院等計約25,000箇所に集中的に掲出した。(平成20年度)
  - ・ 宅配業者の協力を得て荷物を届ける際、都が作成したリーフレットと一緒に手渡してもらう活動を開始した。(平成23年度～)
  - ・ 区市長村のシルバー交番事業と連携し、高齢者宅訪問時に都が作成したリーフレットを直接手渡してもらう活動を開始した。(平成24年度～)

(エ) その他

- ・ 高齢者に人気のある落語家を起用したラッピングバス・電車の走行による注意喚起を行った。(平成23年度)
- ・ 注意喚起CMを作成し、街頭ビジョン、電車の車内ビジョンを使った広報啓発活動を行った。(平成23年度～)
- ・ 高齢者が読者層である雑誌への注意喚起の意見広告を掲載した。(平成24年度)

ウ 金融機関等との連携による被害防止対策の実施

(ア) 引き出し限度額の引き下げ

- ・ 振り込め詐欺抑止に向けた実効性のある対策を打ち出すため、平成17年度に都、警視庁及び金融機関等による「振り込め詐欺抑止総合対策会議」(以下「対策会議」という。)を設置し、懸案であったATM対策については、1日当たりの引き出し限度額の引き下げを検討、要請していくことで合意した。
- ・ 平成18年9月段階で、みずほ銀行、三井住友銀行、日本郵政公社、三菱東京UFJ銀行等が1日当たりのATM引き出し限度額を50万円に引き下げた。

(イ) 被害防止対策の要請

- ・ 被害者の自宅まで現金を取りに来る「手渡し型」と呼ばれる手口による被害が増加したことから、ATMのみならず、窓口においても高額な引き出しを行う高齢者に対して、金融機関職員が積極的に声掛けを行うよう要請した。(平成23年度)
- ・ 発生が減少していた還付金詐欺が再び増加したため、全国銀行協会等に対し、無人のATMに注意を喚起する表示を掲示するよう要請した。(平成24年度～)。
- ・ みずほ銀行の協力を得て、担当者が高齢者の顧客訪問時に都が作成したリーフレットを手渡し、注意喚起を実施する活動を開始した。(平成24年～)。

エ 「振り込め詐欺撲滅五者宣言」、「振り込め詐欺撲滅月間等」の実施

(ア) 振り込め詐欺撲滅五者宣言

平成20年10月、警視庁、東京銀行協会、電気通信事業者協会、日本フランチイズ協会と振り込め詐欺撲滅五者宣言を締結し、関係機関との連

携を強化した。柔道の谷本歩実選手を広報大使に任命し、ポスター等を通じて広く啓発活動を実施した。

(イ) 振り込め詐欺撲滅月間等の実施

- ・ 「振り込め詐欺撲滅月間」(平成20年10月、平成21年2・10月、平成22年2月・5月)
- ・ 「振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺撲滅月間」(平成23年10月)
- ・ 「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺撲滅に向けた広報啓発強化期間」(平成24年2月～4月)
- ・ 「振り込め詐欺等撲滅月間」(平成24年11月)

オ 振り込め詐欺抑止イベントの開催

振り込め詐欺被害の現状と対策を分かりやすく知ってもらうためのイベントを開催した。

- ・ 振り込め詐欺抑止シンポジウム(平成18年3月)
- ・ 振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン(平成18年9月)
- ・ 多摩地区 振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン(平成19年3月)
- ・ 振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン(平成19年9月)
- ・ 振り込め詐欺撃退キャンペーン(平成20年6月)
- ・ 定額給付金詐欺未然防止キャンペーン(平成21年4月)
- ・ 振り込め詐欺撃退キャンペーン(平成21年6月)
- ・ 振り込め詐欺撃退キャンペーン(平成22年5月)
- ・ 振り込め詐欺撃退キャンペーン(平成22年5月)
- ・ 振り込め詐欺被害防止イベント(平成24年3月)

(2) ひったくり対策

ア 注意喚起・広報啓発活動の実施

ひったくり多発地域の自治体、警察署と連携した被害防止キャンペーンイベントを実施している。(平成23年度～)

- ・ ひったくり防止カバーを10,000枚作成し、都内でひったくりが多発している地域に重点配布した。(平成24年度)

イ その他

- ・ 「治安対策に関する官学連携事業」(平成24年～)

治安に関する勉強している大学生による「環境犯罪学」を応用したひったくりの調査研究を支援し、区市町村の治安対策担当者に対し、成果を発表した(平成24年10月)。

振り込め詐欺被害防止の研究成果を寸劇を交えて発表した。(平成24年12月、平成25年2月)。

(3) 万引き対策

警視庁、関係業界・団体等と「万引き防止官民合同会議」を発足させ、毎年2回会議を開いて意見交換を行っているほか、「万引きをしない、させない、見逃さない」気運の醸成を図るためのイベント、キャンペーンを実施している。(平成21年度～)

- ・ 万引き防止ステッカーを作成し、大手小売店や区役所等を通じて都内の商店街に配布し、街ぐるみで万引きを許さない気運の醸成を図った。(平成24年)

3 落書き消去活動支援事業(平成24年度事業終了)

都は、地域の防犯意識を高めることを目的として、平成16年度から地元の区市町村・警察署、地域住民等と協働で「落書き消去キャンペーン」を開始した。

都が主体となって、落書き消去のモデルを紹介し、地域の関心を高めるという目的は一定程度達成されたと考えられることから、平成20年度からは、都主体のキャンペーンの実施ではなく、地元自治体、地域住民等による自主的な活動を支援することにより、落書き消去活動を全都的に普及させていくこととした。

そのため、区市町村の自主的な取組を支援するため、平成20年度から専門的な知識や経験をもつ技能者を現場に派遣する仕組みなどを構築し、区市町村の自主的な取組をサポートしている。

落書き消去活動は、地元区市町村、警察署、住民、さらには、「総合的な学習の時間」の中で小・中学生が消去から壁画の作成まで行う消去活動を実施するなど、地域が一体となった活動に発展してきている。

平成20年度においては、このような機運をさらに盛り上げるため、初めて区市町村職員等を対象とした落書き消去活動シンポジウムを開催するとともに、落書きの消去方法を記載した「落書き消去マニュアル」を作成するなど、より一層の落書き消去活動の普及を図った。

平成21年度においては、引き続き区市町村等が行う落書き消去活動への支援を行うとともに、落書き消去活動シンポジウムの開催に加え、これまで落書き消去活動を実施してきた区市町村や警察署等の取組を紹介する「落書き消去活動事例集」を初めて作成するなど、落書き消去活動のさらなる拡大を図った。

平成22年度から、区市町村等が行う落書き消去活動への支援に加え、新たに「落書き消去活動サポーター育成事業」を開始。都内4箇所計100人、3年間で300人の落書き消去サポーターを育成し一層の落書き消去活動の普及を図ることとした。また、その教材として「落書き消去 指導用DVD」を作成し、区市町村等に配布した。

平成23年度においても、引き続き区市町村等が行う落書き消去活動への支援及び落書き消去サポーター育成事業を実施。また、平成22年度及び平成23年度の落書き消去活動を実施した区市町村や警察署等の取組を紹介する「落書き消去活動事例集」を作成、配付するなど、落書き消去活動の更なる拡大を図った。

平成24年度においても、引き続き区市町村等が行う落書き消去活動への支援及び落書き消去サポーター育成事業を実施し、落書き消去活動の普及を図った。また、落書きの再被害防止のため、「落書きをしない、させない」というメッセージを入れたプレートとステッカーを作成し、落書き消去活動の実施場所に掲示した。

(平成20年度実施箇所)

- ・足立区梅田(4月)、新宿区新宿(5月)、豊島区西池袋(7月)、練馬区北町(7月)、目黒区上目黒(8月)、調布市八雲台・調布ヶ丘(10月)、中野区中野(11月)、新宿区百人町(11月)、北区桐ヶ丘(11月)、杉並区高井戸(11月)、杉並区和泉(12月)、三鷹市上連雀(2月)、杉並区阿佐ヶ谷(3月)、八王子市南大沢(3月)

(平成21年度実施箇所)

- ・日野市大字新井(5月)、日野市南平(6月)、渋谷区神宮前(7月)、目黒区五本木、豊島区西池袋(7月)、八王子市兵衛(8月)、武蔵野市境、千代田区飯田橋、墨田区江東、江戸川区本一色・西葛西、立川市錦、杉並区善福寺四丁目～和田三丁目(10月)、世田谷区八幡山、新宿区高田馬場、中野区中野・野方、台東区根岸(11月)、福生市加美平、江東区新砂・塩

- 浜（12月）、三鷹市井の頭、青梅市今井、江東区東大島（3月）  
 （平成22年度実施箇所）
- ・ 新宿区大久保、小金井市中町、江戸川区東小松川（4月）、杉並区上荻、調布市柴崎町（7月）、墨田区東向島（8月）、江戸川区西葛西、立川市錦町（10月）、中野区本町（11月）、新宿区高田馬場、港区六本木（12月）、渋谷区千駄ヶ谷（1月）、渋谷区渋谷（2月）、墨田区向島（3月）  
 （平成23年度実施箇所）
  - ・ 千代田区三崎町、足立区栗原（5月）、北区中里（6月）、足立区栗原（7月）、調布市深大寺東町、新宿区新宿（8月）、北区中里、新宿区柏木地区（9月）、世田谷区南烏山、新宿区大京町、港区六本木（10月）、北区豊島、青梅市今井、府中市白糸台、新宿区大久保地区、西東京市芝久保（11月）、西東京市向台町（12月）、北区赤羽、世田谷区北烏山、大田区多摩川（2月）、昭島市美堀町、北区豊島、新宿区柏木地区、八王子市南大沢、調布市深大寺南、港区白金台  
 （3月）  
 （平成24年度実施箇所）
  - ・ 世田谷区野沢（6月）、台東区駒形橋（7月）、新宿区百人町（8月）、八王子市甘里町（10月）、北区神谷（11月）、板橋区板橋・北区滝野川（11月）、立川市錦町（11月）、武蔵野市吉祥寺南町（12月）、調布市富士見町（12月）、葛飾区南水元（1月）、港区麻布台（2月）、新宿区北新宿（2月・3月）、荒川区西日暮里（2月）、北区堀船（2月）、北区東田端（2月）、新宿区四谷（3月）、港区新橋（3月）、八王子市南陽台（3月）、武蔵野市吉祥寺本町（3月）、昭島市松原（3月）、北区豊島（3月）
- （落書き消去活動サポーター育成事業実績）（平成22年度～平成24年度）
- |         |     |      |          |
|---------|-----|------|----------|
| ・平成22年度 | 年4回 | 88名  |          |
| ・平成23年度 | 年4回 | 107名 |          |
| ・平成24年度 | 年4回 | 96名  | 計 291名育成 |

#### 4 暴力団排除対策

平成20年の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」いわゆる暴対法の改正により、国や地方公共団体は事業者等が自発的に行う暴力団排除活動の推進を図るために必要な措置を講ずる責務が課せられ、事業者が安心して暴力団排除活動の実施に取り組むことができるよう安全確保に配慮しなければならないとされた。

これを受け、東京都では警視庁等と連携して、適正な行政サービスを提供するため、都のあらゆる事業から暴力団を排除するとともに、暴力団排除に取り組む気運を高めるためのキャンペーンの実施など、区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行い、実効性のある暴力団排除対策を実施している。

##### (1) 行政対象暴力対策講習の実施

総務局が所管する行政対象暴力対策連絡会議と連携し、都庁職員を対象とした行政対象暴力対策講習会を開催している。（平成21年5月～）

##### (2) 各局と連携した対策の実施

###### ア 東京都が締結する全ての契約からの暴力団排除

財務局と連携し、平成22年10月、東京都が締結する全ての契約から暴力団を排除するため、旧要綱を改正して「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」を策定し、同11月に施行した。

	<p>改正後、暴力団関係企業 3 社を排除した。</p> <p>イ その他各局との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都の施設から暴力団を排除する制度を構築中</li> <li>・都が実施するあらゆる事業から暴力団排除</li> <li>・指定管理者及び補助金からの暴力団排除制度の構築（平成 24 年度）</li> <li>・統計調査員からの暴力団排除制度の構築（平成 24 年度）</li> </ul> <p>(3) 東京都暴力団排除条例の施行に伴う取組</p> <p>平成23年10月1日、東京都暴力団排除条例がされ、都民に対し、暴力団排除対策の重要性について理解を求めるとともに、暴力団排除の気運を高めるため、警視庁、(公財)暴力団追放運動推進都民センター、区市町村と連携し、普及啓発活動を行っている。（平成22年 5 月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村が行う暴力団排除イベントへ対する支援の実施（平成24年度）</li> <li>・各市区町村に対して実演式による暴力団排除要領の実施（平成24年度）</li> </ul> <p>(4) 暴力団排除担当課長連絡会議の開催</p> <p>各市区町村に対して暴力団排除対策に関する助言を行うとともに暴力団排除条例を未制定の区市町村に対して同条例制定を依頼し、東京都全体で暴力団排除を推進していく体制を構築するため、区市町村の暴力団排除担当課長連絡会議を開催している。（平成 22 年 11 月～）</p>
<p>現在の進行状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人不法就労対策 外国人不法就労防止のため、啓発講習等を引き続き実施する。</li> <li>2 身近な犯罪の防止対策 引き続き「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」、「ひったくり」、「万引き」に重点を置いた各種施策を講じていく。</li> <li>3 落書き消去啓発事業（平成 24 年度事業終了） 落書き消去活動を普及させ、地域の防犯力を高めていくため、区市町村、地域住民等による自発的な消去活動を行うための支援事業を実施する。</li> <li>4 暴力団排除対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適正な行政サービスを提供するため、都のあらゆる事業から暴力団を排除</li> <li>(2) 暴力団排除に取り組む気運を高めるためのキャンペーンの実施</li> <li>(3) 区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行い、実効性のある暴力団排除対策を実施</li> </ol> </li> </ol>
<p>今後の見通し</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人不法就労対策 外国人不法就労防止のため、啓発講習等を引き続き実施する。</li> <li>2 身近な犯罪の防止対策 「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」、「ひったくり」、「万引き」に重点を置いた各種施策を講じつつ、新たな問題が発生した場合には、弾力的かつ機動的に対応し、体感治安の向上を図る。 また、「治安対策に関する官学連携事業」において実施中の環境犯罪学を応用したひったくりの調査研究の結果については区市町村の治安対策担当課長が集まる会議で発表を行う。</li> <li>3 暴力団排除対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都のあらゆる事業からの暴力団を排除を推進。</li> <li>(2) 区市町村や各種地域団体等が行う暴力団排除活動への支援。</li> <li>(3) 警視庁や暴追都民センター等と連携し、都民等への広報啓発活動を推進。</li> </ol> </li> </ol>

問い合わせ先	青少年・治安対策本部 総合対策部 治安対策課	電話	03-5388-2279
--------	---------------------------	----	--------------